

【表紙】

【提出書類】 訂正有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2020年9月30日

【発行者名】 株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメント

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡野 大

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町8番1号

【事務連絡者氏名】 北野 記実

【電話番号】 03-6757-3414

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 グローバル資産分散ポートフォリオ（Ｒ）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 当初自己設定額 2億円を上限とします。
継続申込額 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年9月23日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、記載事項の一部に以下の訂正がありますので、本訂正届出書を提出します。

なお、原届出書は、業務委託契約に基づきJAMPファンド・プロセス・イノベーション株式会社が原案を作成補助したものの、同社における事前確認ならびに委託会社との相互確認を十分に行えなかったため、以下の誤った記載や不正確な記載が看過されたものです。

- （1）ファンドの目的及び基本的性格において、不要な記載があるため、これを訂正します。
- （2）属性区分定義およびファンドの仕組みにおいて、当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める規則「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズには該当しないにもかかわらず、ファンド・オブ・ファンズと誤認されかねない記述があるため、これを訂正します。
- （3）投資対象の投資信託受益証券候補一覧において、名称の欠落および不備、一部記載に整合性がないため、これを訂正します。
- （4）投資対象において、重複した記載があるため、これを訂正します。
- （5）投資制限において、重複した記載があるため、これを訂正します。
- （6）ファンドのリスクにおいて、不正確な記載があるため、これを訂正します。
- （7）その他手数料等において、当ファンドから支払われる費用以外として記載している投資一任契約に基づく成果運用報酬の計算方法において、当該報酬率を誤って年率と表示しているため、これを訂正し、かつ補足説明を追記します。
- （8）課税上の取扱いにおいて、不正確な記載があるため、これを訂正し、補足説明を追記します。
- （9）換金（解約）方法において、重複した記載があるため、これを訂正します。
- （10）受益者の権利等において、不正確な記載があるため、これを訂正します。
- （11）委託会社の機構において、文字が欠落しているため、これを訂正します。
- （12）関係業務の概要において、重複した記載があるため、これを訂正します。
- （13）その他（委託会社等の情報）において、不正確な記載があるため、これを訂正します。

2【訂正の内容】

原届出書の記載事項の一部を以下の内容に訂正します。なお、＜訂正前＞および＜訂正後＞に表示している下線部_____は原届出書の訂正部分を示します。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

（1） 【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

ファンドの目的

主として国内外の上場投資信託受益証券（ETF）への投資、国内外の株価指数先物取引、国債先物取引および商品先物取引等を通じて、実質的に日本を含む世界の株式および債券等に国際分散投資して、原則として、長期的に日本を含む世界の株式市場全体（加重合成ベース）の値動きに概ね連動する投資成果の獲得を目指して運用を行います。また、為替ヘッジ比率をコントロールし、外貨建資産の一部については、対円での為替売ヘッジ予約等を行う場合があります。

（略）

<訂正後>

ファンドの目的

主として国内外の上場投資信託受益証券（ETF）への投資、国内外の株価指数先物取引、国債先物取引および商品先物取引等を通じて、実質的に日本を含む世界の株式に国際分散投資して、原則として、長期的に日本を含む世界の株式市場全体（加重合成ベース）の値動きに概ね連動する投資成果の獲得を目指して運用を行います。また、為替ヘッジ比率をコントロールし、外貨建資産の一部については、対円での為替売ヘッジ予約等を行う場合があります。

（略）

<訂正前>

（略）

該当する属性区分の定義について

その他資産（投資信託受益証券）	投資信託受益証券への投資を通じて、国内外の株式、債券等へ実質的に分散投資します。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。－
為替ヘッジあり（一部の資産）	目論見書または投資信託約款において、一部資産に為替ヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、「組入れている資産そのもの」を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託受益証券））と「収益の源泉となる資産」を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください（<http://www.toushin.or.jp/>）。

（略）

<訂正後>

(略)

該当する属性区分の定義について

その他資産（投資信託受益証券）	投資信託受益証券への投資を通じて、国内外の株式、債券等へ実質的に分散投資します。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジあり（一部の資産）	目論見書または投資信託約款において、一部資産に為替ヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

当ファンドは、投資信託受益証券への投資および先物取引等により運用を行います。このため、「組入れている資産そのもの」を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託受益証券（株式、債券等））、株価指数先物取引、国債先物取引および商品先物取引等）と「収益の源泉となる資産」を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください（<https://www.toushin.or.jp/>）。

(略)

<訂正前>

(略)

<投資対象の投資信託受益証券候補一覧>

(1) SPDR Bloomberg Barclays High Yield Bond ETF

(スパイダー・ブルームバーグ・パークレイズ・ハイ・イールド債券ETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2007年11月28日
主要投資対象	流動性が高い米国ハイ・イールド債券
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	Bloomberg Barclays High Yield Very Liquid Index
運用会社	SSGA Funds Management, Inc.
総経費率	年率0.40%（運用管理経費率：0.40%、その他経費率：0.00%）

(2) iShares iBoxx \$ High Yield Corporate Bond ETF

(iシェアーズiBoxx米ドル建てハイ・イールド社債ETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2007年4月4日
主要投資対象	米ドル建ての高利回り社債
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	Markit iBoxx USD Liquid High Yield Index
運用会社	BlackRock Fund Advisors
総経費率	年率0.49%（運用管理経費率：0.49%、その他経費率：__%）

(3) iShares Core U.S. Aggregate Bond ETF
(iシェアーズ・コア米国総合債券ETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2003年9月22日
主要投資対象	米国の投資適格債券
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	Bloomberg Barclays US Aggregate Bond Index
運用会社	BlackRock Fund Advisors
総経費率	年率0.04%（運用管理経費率：0.04%、その他経費率：— %）

(4) iShares USA MSCI Min Vol ETF
(iシェアーズMSCI米国ミニマム・ボラティリティETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2011年10月18日
主要投資対象	ボラティリティが低い米国株式
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	MSCI USA Minimum Volatility Index
運用会社	BlackRock Fund Advisors
総経費率	年率0.15%（運用管理経費率：0.15%、その他経費率：0.00%）

(5) iShares MSCI USA Momentum Factor ETF
(iシェアーズMSCI米国モメンタム・ファクターETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2013年4月16日
主要投資対象	モメンタムが高水準の米国中大型株
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	MSCI USA Momentum Index
運用会社	BlackRock Fund Advisors
総経費率	年率0.15%（運用管理経費率：0.15%、その他経費率：0.00%）

(6) iShares MSCI USA Quality Factor ETF
(iシェアーズMSCI米国クオリティ・ファクターETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2013年7月16日
主要投資対象	ファンダメンタルズが良好な米国中大型株
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	MSCI USA Sector Neutral Quality Index
運用会社	BlackRock Fund Advisors
総経費率	年率0.15%（運用管理経費率：0.15%、その他経費率：0.00%）

(7) iShares MSCI USA Value Factor ETF
(iシェアーズMSCI米国バリュー・ファクターETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2013年4月16日
主要投資対象	割安な米国中大型株

運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	MSCI USA Enhanced Value Index
運用会社	BlackRock Fund Advisors
総経費率	年率0.15%（運用管理経費率：0.15%、その他経費率：0.00%）

(8) Vanguard FTSE Developed Markets ETF
(バンガードFTSE先進国マーケットETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2007年7月26日
主要投資対象	米国を除く先進国株式
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	FTSE Developed All Cap ex US Index
運用会社	The Vanguard Group, Inc.
総経費率	年率0.05%（運用管理経費率：0.04%、その他経費率：0.01%）

(9) Vanguard FTSE Emerging Markets ETF
(バンガードFTSE新興国マーケットETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2005年3月10日
主要投資対象	新興国株式
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	FTSE Emerging Markets All Cap China A Inclusion Index.
運用会社	The Vanguard Group, Inc.
総経費率	年率0.10%（運用管理経費率：0.08%、その他経費率：0.02%）

(10) Vanguard Small-Cap ETF
(バンガード・スモールキャップETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2004年1月26日
主要投資対象	米国株式市場の小型株式
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	CRSP US Small Cap Index
運用会社	The Vanguard Group, Inc.
総経費率	年率0.05%（運用管理経費率：0.04%、その他経費率：0.01%）

(11) SPDR S&P500 ETF Trust
(スパイダーS&P500 ETFトラスト)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	1993年1月22日
主要投資対象	S&P500種指数の全構成銘柄
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	S&P 500 Index
運用（管理）会社	State Street Bank and Trust Company
総経費率	年率0.0945%（運用管理経費率：0.0494%、その他経費率：0.0451%）

(12) Vanguard Total Stock Market ETF
(バンガード・トータル・ストック・マーケットETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2001年5月24日
主要投資対象	CRSP USトータル・マーケット・インデックスの構成銘柄
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	CRSP US Total Market Index
管理会社	The Vanguard Group, Inc.
総経費率	年率0.03%（運用管理経費率：0.02%、その他経費率：0.01%）

(13) SPDR Gold Shares
(スパイダー・ゴールド・シェア)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2004年11月18日
主要投資対象	金地金
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	金の国際価格（ロンドン午後金値決め）
管理会社	World Gold Trust Services, LLC Services, LLC）
総経費率	年率0.40%（運用管理経費率： - %、その他経費率：0.40%）

(14) Vanguard Real Estate ETF
(バンガード・リアル・エステイトETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2004年9月29日
主要投資対象	上場不動産投資信託（上場REIT）
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	MSCI US Investable Market Real Estate 25/50 Index
運用会社	The Vanguard Group, Inc.
総経費率	年率0.12%（運用管理経費率：0.11%、その他経費率：0.01%）

（略）

<訂正後>

（略）

<投資対象の投資信託受益証券候補一覧>

(1) SPDR Bloomberg Barclays High Yield Bond ETF
(スパイダー・ブルームバーグ・バークレイズ・ハイ・イールド債券ETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2007年11月28日
主要投資対象	流動性が高い米国ハイ・イールド債券
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	Bloomberg Barclays High Yield Very Liquid Index
運用会社	SSGA Funds Management, Inc.
総経費率	年率0.40%（運用管理経費率：0.40%、その他経費率：0.00%）

(2) iShares iBoxx \$ High Yield Corporate Bond ETF
(iシェアーズiBoxx米ドル建てハイ・イールド社債ETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2007年4月4日
主要投資対象	米ドル建ての高利回り社債
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	Markit iBoxx USD Liquid High Yield Index
運用会社	BlackRock Fund Advisors
総経費率	年率0.49%（運用管理経費率：0.49%、その他経費率：0.00%）

(3) iShares Core U.S. Aggregate Bond ETF
(iシェアーズ・コア米国総合債券ETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2003年9月22日
主要投資対象	米国の投資適格債券
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	Bloomberg Barclays US Aggregate Bond Index
運用会社	BlackRock Fund Advisors
総経費率	年率0.04%（運用管理経費率：0.04%、その他経費率：0.00%）

(4) iShares USA MSCI Min Vol Factor ETF
(iシェアーズMSCI米国ミニマム・ボラティリティ・ファクターETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2011年10月18日
主要投資対象	ボラティリティが低い米国株式
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	MSCI USA Minimum Volatility Index
運用会社	BlackRock Fund Advisors
総経費率	年率0.15%（運用管理経費率：0.15%、その他経費率：0.00%）

(5) iShares MSCI USA Momentum Factor ETF
(iシェアーズMSCI米国モメンタム・ファクターETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2013年4月16日
主要投資対象	モメンタムが高水準の米国中大型株
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	MSCI USA Momentum Index
運用会社	BlackRock Fund Advisors
総経費率	年率0.15%（運用管理経費率：0.15%、その他経費率：0.00%）

(6) iShares MSCI USA Quality Factor ETF
(iシェアーズMSCI米国クオリティ・ファクターETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2013年7月16日
主要投資対象	ファンダメンタルズが良好な米国中大型株

運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	MSCI USA Sector Neutral Quality Index
運用会社	BlackRock Fund Advisors
総経費率	年率0.15%（運用管理経費率：0.15%、その他経費率：0.00%）

(7) iShares MSCI USA Value Factor ETF
(iシェアーズMSCI米国バリュー・ファクターETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2013年4月16日
主要投資対象	割安な米国中大型株
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	MSCI USA Enhanced Value Index
運用会社	BlackRock Fund Advisors
総経費率	年率0.15%（運用管理経費率：0.15%、その他経費率：0.00%）

(8) Vanguard FTSE Developed Markets ETF
(バンガードFTSE先進国マーケットETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2007年7月20日
主要投資対象	米国を除く先進国株式
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	FTSE Developed All Cap ex US Index
運用会社	The Vanguard Group, Inc.
総経費率	年率0.05%（運用管理経費率：0.04%、その他経費率：0.01%）

(9) Vanguard FTSE Emerging Markets ETF
(バンガードFTSE新興国マーケットETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2005年3月4日
主要投資対象	新興国株式
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	FTSE Emerging Markets All Cap China A Inclusion Index.
運用会社	The Vanguard Group, Inc.
総経費率	年率0.10%（運用管理経費率：0.08%、その他経費率：0.02%）

(10) Vanguard Small-Cap ETF
(バンガード・スモールキャップETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2004年1月30日
主要投資対象	米国株式市場の小型株式
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	CRSP US Small Cap Index
運用会社	The Vanguard Group, Inc.
総経費率	年率0.05%（運用管理経費率：0.04%、その他経費率：0.01%）

(11) SPDR S&P500 ETF Trust
(スパイダーS&P500 ETFトラスト)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	1993年1月22日
主要投資対象	S&P500種指数の全構成銘柄
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	S&P 500 Index
運用（管理）会社	State Street Global Advisors Trust Company
総経費率	年率0.0945%（運用管理経費率：0.0494%、その他経費率：0.0451%）

(12) Vanguard Total Stock Market ETF
(バンガード・トータル・ストック・マーケットETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2001年5月24日
主要投資対象	CRSP USトータル・マーケット・インデックスの構成銘柄
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	CRSP US Total Market Index
管理会社	The Vanguard Group, Inc.
総経費率	年率0.03%（運用管理経費率：0.02%、その他経費率：0.01%）

(13) SPDR Gold Shares
(スパイダー・ゴールド・シェア)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2004年11月18日
主要投資対象	金地金
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	金の国際価格（ロンドン午後金値決め）
管理会社	World Gold Trust Services, LLC Services, LLC）
総経費率	年率0.40%（運用管理経費率： - %、その他経費率：0.40%）

(14) Vanguard Real Estate ETF
(バンガード・リアル・エステイトETF)

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2004年9月23日
主要投資対象	上場不動産投資信託（上場REIT）
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	MSCI US Investable Market Real Estate 25/50 Index
運用会社	The Vanguard Group, Inc.
総経費率	年率0.12%（運用管理経費率：0.11%、その他経費率：0.01%）

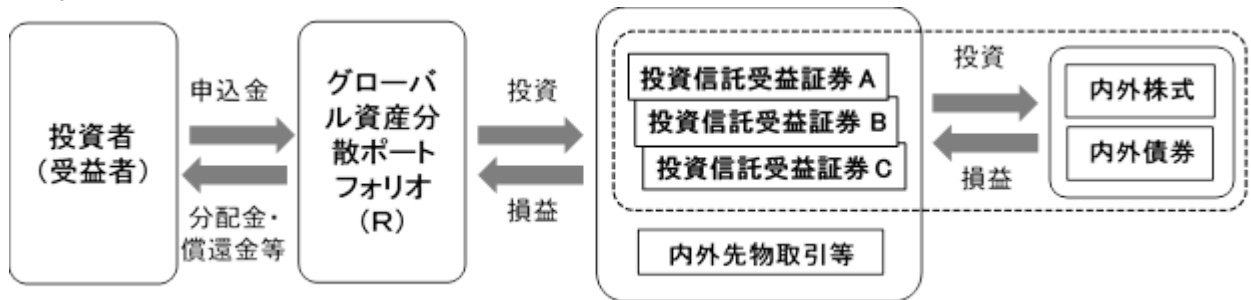
（略）

（３）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

（略）

○当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式および内外先物取引等により運用を行います。



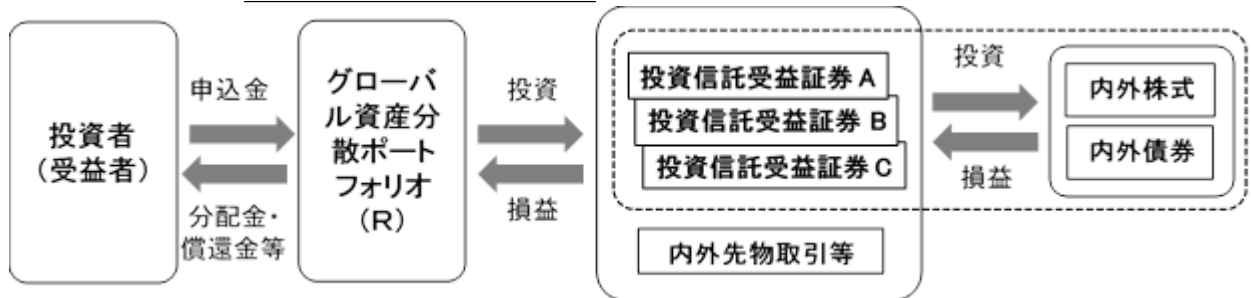
ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託受益証券に投資する仕組みで、投資信託受益証券への投資を通じて、実質的に株式や債券などに投資します。なお、ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

（略）

<訂正後>

（略）

○当ファンドは、投資信託受益証券への投資および内外先物取引等により運用を行います。



（略）

2 【投資方針】

（2）【投資対象】

<訂正前>

国内外の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場している投資信託受益証券（ETF）を主要投資対象、国内外の金融商品取引所に上場している国内外の株価指数先物取引、国債先物取引および商品先物取引等を主要取引対象とします。

（略）

<訂正後>

国内外の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場している投資信託受益証券（ETF）、国内外の金融商品取引所に上場している国内外の株価指数先物取引、国債先物取引および商品先物取引等を主要取引対象とします。

（略）

（5）【投資制限】

<訂正前>

<投資信託約款に定める主な投資制限>

（略）

国内外の金融商品取引所に上場している国内外の株価指数先物取引、国債先物取引および商品先物取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

（略）

<訂正後>

<投資信託約款に定める主な投資制限>

（略）

国内外の金融商品取引所に上場している株価指数先物取引、国債先物取引および商品先物取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

（略）

3 【投資リスク】

<訂正前>

（略）

（２）投資リスクに対する管理体制

（略）

【デリバティブ取引等に係るリスク管理について】

デリバティブ取引等（デリバティブ取引、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいう。）を含む。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないよう管理します。

（略）

<訂正後>

（略）

（２）投資リスクに対する管理体制

（略）

【デリバティブ取引等に係るリスク管理について】

デリバティブ取引等（デリバティブ取引、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいう。）を含む。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出したリスク量（の額）が信託財産の純資産総額を超えないよう管理します。

（略）

4 【手数料等及び税金】

（４）【その他の手数料等】

<訂正前>

（略）

<投資一任契約に基づき資産を管理する口座から収受する報酬>

投資一任契約に基づく基本運用報酬	ありません。
------------------	--------

投資一任契約に基づく成果運用報酬	投資一任契約に基づき資産を管理する口座内の、投資者（受益者）の個別契約毎の月末時点投資評価額（投資元本を除く）が、過去最高の投資評価額（成果報酬控除後、投資元本を除く）を超過していれば、その超過分の一部（最大で年率18.37%（税抜16.7%））を成果運用報酬として、当該口座から収受します。 したがって、月末時点の投資評価額（投資元本を除く）が過去最高の投資評価額（投資元本を除く）を下回っている場合は、成果運用報酬の負担は発生しません。
環境福祉支援	収受した成果運用報酬のうち、一定割合の額を、毎年、環境・社会支援活動に充当します。

（略）

<訂正後>

（略）

<投資一任契約に基づき資産を管理する口座から収受する報酬>

投資一任契約に基づく基本運用報酬	ありません。
投資一任契約に基づく成果運用報酬	投資一任契約に基づき資産を管理する口座内の、投資者（受益者）の個別契約毎の月末時点投資評価額（投資元本を除く）が、過去最高の投資評価額（成果報酬控除後、投資元本を除く）を超過していれば、その超過分の一部（最大で18.37%（税抜16.7%））を成果運用報酬として、当該口座から収受します。 したがって、月末時点の投資評価額（投資元本を除く）が過去最高の投資評価額（成果報酬控除後、投資元本を除く）を下回っている場合は、成果運用報酬の負担は発生しません。
環境福祉支援	収受した成果運用報酬のうち、一定割合の額を、毎年、環境・社会支援活動に充当します。

（略）

（５）【課税上の取扱い】

<訂正前>

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

（略）

（ハ）損益通算について

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

（略）

<訂正後>

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

（略）

（八）損益通算について

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、一定の条件のもとで確定申告を行うことにより上場株式等の配当所得との通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

（略）

第2 【管理及び運営】

2 【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（1）換金（解約）方法

当ファンドは、当ファンドは、株式会社sustenキャピタル・マネジメントとの間で投資一任契約を締結し、投資一任契約の資産を管理する口座を開設した投資者に限り、取得の申込み（購入）ができる商品であり、換金（解約）も同口座からの請求によります。ただし、委託会社が、一般社団法人投資信託協会「正会員の業務運営等に関する規則」（第6条の2第1項各号に掲げる事由）に基づき、取得した当ファンドの処分を行う場合を除きます。

なお、委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメントが販売会社としての役割も兼ねています。

（略）

<訂正後>

（1）換金（解約）方法

当ファンドは、株式会社sustenキャピタル・マネジメントとの間で投資一任契約を締結し、投資一任契約の資産を管理する口座を開設した投資者に限り、取得の申込み（購入）ができる商品であり、換金（解約）も同口座からの請求によります。ただし、委託会社が、一般社団法人投資信託協会「正会員の業務運営等に関する規則」（第6条の2第1項各号に掲げる事由）に基づき、取得した当ファンドの処分を行う場合を除きます。

なお、委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメントが販売会社としての役割も兼ねています。

（略）

4 【受益者の権利等】

<訂正前>

受益者の有する主な権利及び権利行使の手続は以下の通りです。

（1）収益分配金の受領権

受益者は、収益分配金を持分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（2）償還金の受領権

受益者は、償還金を持分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が償還金支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（略）

<訂正後>

受益者の有する主な権利及び権利行使の手続は以下の通りです。

（1）収益分配金の受領権

受益者は、収益分配金を持分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社（委託会社）において、受益者に支払います。

ただし、受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（２）償還金の受領権

受益者は、償還金を持分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社（委託会社）において、受益者に支払います。

ただし、受益者が償還金支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（略）

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

<訂正前>

（略）

（2）委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社の最高意思決定機関として取締役会を設置します。取締役会を構成する取は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任します。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、最高経営責任者並びに最高投資責任者を指名します。最高経営責任者は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。最高投資責任者は投資政策委員会の委員長を務め、当社が運用するポートフォリオの運用方針及び管理に対して指揮統括します。

（略）

<訂正後>

（略）

（2）委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社の最高意思決定機関として取締役会を設置します。取締役会を構成する取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任します。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、最高経営責任者並びに最高投資責任者を指名します。最高経営責任者は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。最高投資責任者は投資政策委員会の委員長を務め、当社が運用するポートフォリオの運用方針及び管理に対して指揮統括します。

（略）

第2 【その他の関係法人の概況】

2 【関係業務の概要】

<訂正前>

（略）

（2）販売会社

当ファンドは、委託会社である株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメントが販売会社としての役割を兼ねており、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

ただし、当ファンドでは、委託会社である株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメントが販売会社としての役割を兼ねています。

<訂正後>

（略）

（2）販売会社

当ファンドは、委託会社である株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメントが販売会社としての役割を兼ねており、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

第3 【その他】

<訂正前>

（略）

（3）目論見書に、以下の趣旨の文言の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、株式、債券等の値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。

投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

投資信託は、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

投資信託は、預金保険の対象ではありません。

投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。

投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。

投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

投資信託の取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（略）

<訂正後>

（略）

（3）目論見書に、以下の趣旨の文言の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、株式、債券等の値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。

投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

当ファンドは、投資者保護基金の補償対象ではありません。

投資信託は、預金保険の対象ではありません。

投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。

投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。

投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

投資信託の取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（略）